

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年9月

西 予 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・ 1
1 西予市農業の現状と振興方針	
2 農業経営基盤強化の方向	
3 地域別振興方向	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 4
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・ 6
第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	・・・ 6
1 農業を担う者の確保及び育成方針	
2 市の取組方針	
3 関係機関の連携・役割分担	
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	・・・ 7
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 8
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	
第7 その他	・・・ 11

【農業地帯別目標営農類型基本的指標】

1	沿岸部農業地帯	個別経営体	土地利用型	・ ・ ・ 13
2		組織経営体	土地利用型	・ ・ ・ 14
3	平地農業地帯	個別経営体	土地利用型	・ ・ ・ 15
4			畜産	・ ・ ・ 18
5		組織経営体	土地利用型	・ ・ ・ 19
6			畜産	・ ・ ・ 20
7	農山村農業地帯	個別経営体	土地利用型	・ ・ ・ 22
8			畜産	・ ・ ・ 28
9		組織経営体	土地利用型	・ ・ ・ 33
10			畜産	・ ・ ・ 34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 西予市農業の現状と振興方針

本市は、愛媛県の南部中央に位置し、宇和海に臨む沿岸部から四国カルストに至るその立地条件を生かして、柑橘、果樹、米、野菜、乳用牛、肉用牛、花卉、施設園芸など多種多様な農産物の生産を展開してきた。

しかし、近年、農業・農村をとりまく状況は、農業就業人口の減少、兼業化、混住化、鳥獣被害の拡大、荒廃農地の増大などの面で大きく変化し、農村地域の活力の低下だけでなく、農村集落の機能維持そのものが困難な地域も生じている。

また、中山間地域が多く、担い手不足や荒廃農地の拡大等、構造的な問題を抱えている本市では、優れた経営感覚を備えた担い手の確保と農地中間管理機構等を活用した農地集積・集約化への取組を一体的に進め、農業の構造改革を積極的に推進していく必要がある。

これらの課題に対し、西予市の農業がこれまで以上に躍進していくためには、今日まで進めてきた農業生産を活かしつつ、水田を高度に利用した麦・大豆等の土地利用型農業を推進するとともに、多品目野菜等を取り入れた生産振興や果樹・施設野菜等の集約型農業、園芸や畜産業等の育成、及び地域複合農業等への取組を推進することが重要である。

また、鳥獣被害の防止対策に積極的に取り組むとともに、水稻における減農薬・減化学肥料体系で栽培した環境保全型栽培米をはじめとする安全で安心な農産物生産、消費者ニーズに沿った生産拡大、農産物のブランド化への取組を推進する。

さらに、景観や生態系に配慮した環境にやさしい農業の展開、学校給食等と連携した地産地消による食育の確立、農業の6次産業化による活力ある農山村の再生及び都市と農村・消費者と生産者の交流を進めることで、農業の持つ多面的機能が発揮できる魅力ある産地づくりを行うとともに、企業的な経営感覚を持ち意欲的な経営を行う農家や組織などの先進的な経営体を育成することで農業生産力向上を目指す。

このためには、若者を中心とした就農者を一人でも多く確保する必要がある、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、個々の農家の担い手にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手として育成確保するという観点に立ち、その取組をより一層推進するものとする。

2 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたりおおむね380万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたりおおむね2,000時間)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

ただし、自ら農業経営を開始しようとする青年等にあっては、経営開始時の経営リスクを考慮し、1経営体当たり年間農業所得の概ね7割を目標とする。

併せて、将来の西予市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する措置を総合的に実施する。

(2) 構造再編の方法

農業経営基盤の強化に向けて、集落における話し合いと農業者の自主性と創意工夫を基調として、関係機関・団体等の有機的な連携のもとに、次の諸事項について具体的な活動を行うものとする。

- ア 農業者及び農業団体に対して、西予市農業再生協議会において営農診断、営農改善方策を提示することで、農業者自らが選択判断できる環境を作る。
- イ 農業委員会や農業協同組合等による掘り起こし活動を強化し、担い手への農地集積を図るとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を促進する。
- ウ 地域計画に沿って地域の合意形成を図り、担い手への農地集積及び農地の団地化を進めることで、効率的な土地利用を図る。
- エ 特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落単位での集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、各制度の活用について指導、助言を行う。
- オ 集約的な経営展開を助長するため、普及組織等の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- カ オペレーターの育成、受委託の促進等により地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態へ誘導する。
- キ 中山間地域である城川町及び野村町においては、農地の一体的管理を行う主体として集落を単位とした生産組織の育成を推進し、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。
- ク 就農希望者及び新規就農者に対し、西予農業指導班、農業支援センター及び農業協同組合等との協働により、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかな支援を行う。
- ケ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じて、農業経営及び地域農業へのより一層の参画を促進する。
- コ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で役割分担を明確化し、相互にメリットを享受できるよう、健全なコミュニティへの発展を図る。
- サ 認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に普及組織等の協力を得ることで以下の取組を促進する。
 - (ア) 協議会による経営診断の実施
 - (イ) 先進的技術の導入等を含む生産方式の提示
 - (ウ) 経営管理の合理化等の経営改善方策の提示
 - (エ) 農協支所単位の研修会の開催
- シ 農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者等に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

3 地帯別振興方向

西予市を3地帯に区分し、地域の実情を踏まえた振興策に取り組むことにより、農産物の需給動向に対応できる均衡のとれた供給産地の形成を図る。

【沿岸部農業地帯】

海に面している樹園地の占める割合が相当程度である農業地帯においては、適地適作を基本とした果樹生産が行われており、園内作業道や多目的かんがい施設等の整備並びに園地の緩傾斜化などの基盤整備、省力機械施設の整備及び労働を補完するシステムの構築を推進するとともに、分散した園地の集積と適正な規模拡大を中心に農用地の利用調整を進め、果樹産地の再編成と銘柄産地の育成を図る。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。

【平地農業地帯】

沿岸部及び農山村地帯を除く平坦な地域を中心とした農業地帯においては、主に水田農業、施設野菜の生産が行われており、水田の汎用化や、ほ場の大区画化等の基盤整備、農作業受委託の組織化を促進するとともに、個別経営体の規模拡大を中心に、農用地の利用調整を通じて連担化などの作業条件の改善を進める。特に、経営管理の熟度が向上した経営体については、必要に応じ、法人形態への移行を誘導する。

【農山村農業地帯】

内陸の農山村を中心とした傾斜地率又は林野比率が相当程度である農業地帯においては、地域の基幹的産業として米、野菜、果樹、畜産等多種多様な農産物の生産が行われており、棚田の整備など地域の実情に即した基盤整備、集落等を単位とした地域の資源の管理や生産を行う組織の育成を推進するとともに、高収益、高付加価値作目の積極的な導入による所得向上を目指すよう誘導する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に当市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、当市における農業地帯別の主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲の農業地帯別目標営農類型基本的指標に記載のとおり）

経営体別		営農類型別		経営規模
沿岸部農業地帯	個別経営体	土地利用型	温州みかん＋ポンカン＋中晩柑	2.2ha
			温州みかん＋清見＋ニューサマーオレンジ＋中晩柑	2.2ha
			温州みかん＋中晩柑＋施設中晩柑	2.0ha
	組織経営体	土地利用型	温州みかん＋ポンカン＋不知火＋優良中晩柑	6.0ha
経営体別		営農類型別		経営規模
平地農業地帯	個別経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆	15.0ha
			水稻＋野菜（なす）	7.2ha
			水稻＋野菜（たまねぎ＋かぼちゃ）	2.5ha
			水稻＋ケール	3.0ha
			水稻＋野菜（施設いちご）	2.0ha
			水稻＋花き（デルフィニウム）	2.0ha
			雨よけぶどう	1.0ha
	組織経営体	畜産	肉用牛（交雑種肥育一貫）	400頭
		土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	20.0ha
		畜産	酪農＋飼料	200頭 27.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚：300頭 肥育豚：3,000頭
			養鶏（採卵）	採卵用成鶏 100,000羽

経営体別		営 農 類 型 別		経営規模
農山村農業地帯	個別経営体	土地利用型	水稻＋野菜（かぼちゃ＋露地きゅうり・ケール）	1.9ha
			水稻＋野菜（さといも＋かぼちゃ）	2.6ha
			水稻＋野菜（露地きゅうり）＋乾しいたけ	0.85ha
			水稻＋野菜（施設・露地きゅうり）	0.9ha
			くり＋ゆず＋乾しいたけ	2.2ha
		施設型	野菜（雨よけトマト）	0.3ha
			水稻＋野菜（雨よけミニトマト＋ブロッコリー）	1.5ha
			水稻＋野菜（高設いちご）	1.2ha
		畜産	酪農＋飼料	経産牛 35 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 15.0ha
			酪農＋肉用牛（肉専用繁殖牛）＋飼料	経産牛 20 頭 育成牛 10 頭 繁殖牛 12 頭 飼料作物 4.0ha
			肉用牛（交雑種肥育一貫）＋飼料	肉用牛 200 頭 飼料作物 2.0ha
			肉用牛（肉専用種肥育）＋飼料	肉用牛 100 頭 飼料作物 2.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚 100 頭 肥育豚 1,000 頭
			肉用牛（繁殖）＋飼料	繁殖牛 40 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 2.0ha
	組織経営体	土地利用型	水稻＋水稻作業受託	15.0ha
		畜産	酪農＋飼料	経産牛 200 頭 育成牛 75 頭 飼料作物 37.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚 200 頭 肥育豚 2,000 頭

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第1に示した年間農業所得、労働時間の水準を満たすものとし、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に示す規模とする。ただし、自ら農業経営を開始しようとする青年等にあつては、開始時の経営リスクを考慮し、1経営体当たりの年間農業所得の指標はおおむね7割を目標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、安心して就農し、定着することができるよう、関係機関と連携し、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化やデジタル人材の育成等による労働力補完に取り組む。

2 市の取組方針

市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、愛媛県農業経営・就農支援センター、西予農業指導班、農業協同組合等と連携して、農業の魅力発信、地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用し、積極的に情報発信する。

また、新たに就農しようとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、研修等の必要な支援を実施するとともに、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

併せて、認定農業者においては経営改善計画の達成、認定新規就農者においては円滑に認定農業者への移行ができるよう関係機関と連携して計画的に巡回指導等を行う。

3 関係機関の連携・役割分担

市は、就農希望者等の受入について、市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着するうえで必要な相談対応等のサポートを行う。

市農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、西予農業

指導班及び西予市農業支援センターに情報提供する。

市及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的な把握に努め、西予農業指導班及び愛媛県農業経営・就農支援センターに情報提供するとともに、関係機関と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び、面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が 地域の農用地の利用に占める面積 のシェアの目標	備 考
49.6%	1 個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。 2 目標年次はおおむね令和12年とする。

地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営等、地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農を促進する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、西予市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

- (1) 山間盆地における水田農業地域である宇和町では、稲、麦、大豆を中心とする土地利用型農業の取り組み策として、担い手への農地の集積を進める一方、集落営農組織を中心とした農地の効率的な利用を推進する。
- (2) 中山間地域における水田、畑作地帯の野村町及び城川町では、野菜、特産、果樹を中心に土地条件を加味しながら、水稻等と組み合わせた複合経営での土地利用を図る。
- (3) 海岸部の明浜町及び三瓶町では、温暖な気候を利用した柑橘経営（温州みかん、ポンカン）を主体とした多品目経営を行い、労働配分を考慮しながらスプリンクラー防除システム等を有効に活用し、担い手への優良園地の集積を図る。
- (4) 畜産農家では、コストの低減を図るとともに、環境に優しい農業を目指す有機質供給源の役割を担いつつ、耕種農家との連携を取りながら土地利用型畜産の取組を強化する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、「愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、西予市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえたうえで、以下の方針に沿って事業に積極的に取り組む。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

これらの各事項については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事項ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の地域相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の運用にあたって、西予農業指導班・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
- ウ 農作業の効率化に関する事項
- エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について西予市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西予市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第８条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められる農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用

改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、西予市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用等、効率化を図るための農作業受委託の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 23 年 9 月 15 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 3 年 10 月 31 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

【農業地帯別目標営農類型基本的指標】

1 【沿岸部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州みかん ＋ ボンカン ＋ 中晩柑 (明浜地区)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	温州みかん =1.0ha	農舎兼作業場 (150 m ²)	1	休日制の導入
	ボンカン =0.5ha	動力噴霧機 軽四トラック 単軌条運搬機 (500m、4件共同)	2 2 4	農繁期における臨時雇用従事者の確保
	不知火 =0.2ha	コンテナ	800	〈労働力〉 主たる従事者1人
	河内晩柑 =0.2ha		1	補助従事者1人
	その他中晩柑 (せとか、甘平) =0.3ha			
	〈経営面積〉 2.2ha	〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植（園地の若返り）		
			複式農業簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図るとともに、経営内容を数値で把握する。 青色申告の実施	
温州みかん＋ 清見＋ニューサマーオレンジ＋ 中晩柑 (三瓶地区)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	温州みかん =1.0ha	農舎兼作業場 (150 m ²)	1	休日制の導入
	清見 =0.3ha	動力噴霧機	1	農繁期における臨時雇用従事者の確保
	ニューサマーオレンジ =0.1ha	普通トラック（1t） 軽四トラック 単軌条運搬機	1 1 4	〈労働力〉 主たる従事者1人
	不知火 =0.4ha	（4件共同）		補助従事者1人
	その他中晩柑 (せとか、甘平) =0.4ha	コンテナ	600	
	〈経営面積〉 2.2ha	〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植（園地の若返り）		
			複式農業簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図るとともに、経営内容を数値で把握する。 青色申告の実施	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州みかん ＋ 中晩柑 ＋ 施設中晩柑 (三瓶地区)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	温州みかん ＝0.7ha	農舎兼作業場 (150 m ²)	1	休日制の導入
	清見 ＝0.4ha	ハウス施設 (10a)	1	農繁期における臨時雇用従事者の確保
	ニューサマーオレンジ	動力噴霧機	2	
		普通トラック (1t)	1	
	＝0.2ha	軽四トラック	1	
	不知火 ＝0.3ha	単軌条運搬機	4	
	その他中晩柑 (甘平)	(4件共同) コンテナ	600	
	＝0.3ha			
	施設中晩柑 (不知火、せとか、愛果28号)	〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植 (園地の若返り)		
	＝0.1ha			
	〈経営面積〉 2.0ha			

2【沿岸部農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州みかん ＋ ポンカン ＋ 不知火 ＋ 優良中晩柑 (明浜地区)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	温州みかん ＝3.0ha	農舎兼作業場 (150 m ²)	1	休日制の導入
	ポンカン ＝1.2ha	貯蔵庫 (99 m ²)	1	農繁期における臨時雇用従事者の確保
	不知火 ＝0.5ha	動力噴霧機	1	
	河内晩柑 ＝0.5ha	普通トラック (1t)	1	
	その他中晩柑 (せとか、甘平)	軽四トラック	1	
		単軌条運搬機	4	
	＝0.8ha	(1,500 m ²)		
	〈経営面積〉 6.0ha	コンテナ	2,000	
		〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植 (園地の若返り)		

3【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆	〈作付面積等〉 水稻 =12.0ha 麦 =5.0ha 大豆 =3.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (100 m ²) トラクター (40～50ps) 1 田植機 (乗用5条) 1 コンバイン 1 (4～5条、自脱) 中耕倍土機(3条) 1 普通トラック (1t) 1 麦・大豆播種機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カントリエレベーター利用、無人ヘリ防除	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
水稻＋野菜 (なす)	〈作付面積等〉 水稻 =7.0ha なす =0.2ha 〈経営面積〉 7.2ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (100 m ²) なす支柱 (20a) 1 トラクター (30ps) 1 田植機 (乗用5条) 1 コンバイン 1 (3条、自脱) 普通トラック (1t) 1 管理機 1 動力噴霧機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カントリエレベーター利用、無人ヘリ防除	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (たまねぎ＋かぼちゃ)	〈作付面積等〉 水稻 =2.0ha たまねぎ =1.0ha 春かぼちゃ =0.5ha 〈経営面積〉 2.5ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50 m ²) トラクター (25ps) 1 田植機 (4 条) 1 軽四トラック 1 管理機 1 動力噴霧機 1 (可搬式) 動力散布機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植、ライスセクター利用、 加工用たまねぎ たまねぎ移植機、掘取機リース利用	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
水稻＋ケール	〈作付面積等〉 水 稻 =1.0ha ケール =2.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50 m ²) 平畦マルチ 1 田植機(乗用 4 条) 1 トラクター (20ps) 1 軽四トラック 1 管理機 1 高架型作業機 (AP-1) 1 動力噴霧機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カントリエレベーター利用、無人ヘリ防除、稲刈り委託	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 （施設いちご）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻 =1.7ha	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	いちご =0.3ha	(50 m ²)		農繁期における臨時雇用従事者の確保
		トラクター (20ps)	1	
	〈経営面積〉	軽四トラック	1	〈労働力〉
	2.0ha	ビニールハウス (30a)		主たる従事者 2 人
		温風暖房機	2	
		動力噴霧機	1	
		高設栽培装置	1	
		(簡易)		
水稻＋花き （デルフィニウム）	水稻 =1.7ha	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	デルフィニウム	(50 m ²)		農繁期における臨時雇用従事者の確保
	=0.3ha	ビニールハウス	1	
		(30a)		
	〈経営面積〉	温風暖房機	3	〈労働力〉
	2.0ha	灌水装置	1	主たる従事者 1 人
		軽四トラック（幌付き）	1	補助従事者 1 人
		動力噴霧機	1	
		冷蔵庫（2 坪用）	1	
		重油タンク	1	
		トラクター (20ps)	1	
		管理機	1	
		電照施設	1	
		〈その他〉		
		水稻 作業委託		
		いちご 小型 ^ホ ット育苗		
		高設施設栽培		

5 【平地農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆＋作業受託	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻 =13.0ha	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	麦 =10.0ha	(100 m ²)		補助従事者の確保
	大豆 =7.0ha	トラクター (33ps)	2	
	田植作業受託	ウイングハー	1	給料制の導入
	=20.0ha	田植機	2	社会保険等の加入
	稲刈作業受託	(乗用5条施肥付)		
	=20.0ha	コンバイン (6条G付)	2	
		円盤グラブ (6連)	1	
	〈経営面積〉	汎用コンバイン	1	〈労働力〉
	20.0ha	(刈幅1.5m)		主たる従事者3人
		普通トラック (2t)	1	補助従事者3人
		走行草刈機	1	
		麦・大豆播種機	2	
		〈その他〉		
		水稻、稚苗移植栽培、カントリーエレベーター利用、無人ヘリ防除		

6【平地農業地帯】〔組織経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	経産牛=200 頭	搾乳牛舎 1	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	休日制の導入 補助従事者の確保
	飼料 =20.0ha	(1,640 m ²)		
	WCS =7.0ha	育成牛舎 (621 m ²) 1	青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等の加入
	〈経営面積〉	堆肥舎(180 m ²) 1		
	27.0ha	尿溜槽 (466t) 1		
		飼料タンク (5t) 1		
		バンカーサイロ(30 m ²) 1		
		パイプラインミルカー 4		
		バンククリーナー 1		
		バルククーラー(1500 リットル) 1		
		トラクター (45ps) 1		
		マニュアルレクター 1		
		プロトキヤスター 1		
		ロールベーター 1		
		ヘレーキ 1		
		コーンハーベスタ 1		
		ディスクハロー 1		
		トラック (2t) 1		
		(その他)		〈労働力〉 主たる従事者 3 人 補助従事者 3 人
		畜産農家 1 戸と耕種農家 3 戸で飼料生産組合を組織 WCS を耕畜連携により生産		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚（一貫）	〈作付面積等〉 繁殖豚=300 頭 肥育豚=3,000 頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎（624 m ² ） 1 肥育豚舎（972 m ² ） 2 育成豚舎（1,143 m ² ） 2 農舎（200 m ² ） 1 堆肥舎（970 m ² ） 1 尿溜槽（79t） 1 糞尿処理施設（100 m ³ ） 1 自動給餌車 1 飼料タンク（5 t） 2 飼料タンク（1 t） 1 〈その他〉 繁殖豚デュロック、繁殖豚LW×大 ヨークの肥育豚3元	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 補助従事者の確保 給料制の導入 社会保険等の加入 〈労働力〉 主たる従事者3人 補助従事者3人
養鶏（採卵）	〈作付面積等〉 採卵用成鶏 =100,000 羽	〈資本装備〉 成鶏舎（621 m ² ） 1 （ウイントレス） 管理室（621 m ² ） 1 中・大雛舎（300 m ² ） 1 糞尿処理施設 1 （発酵乾燥ハウス 360 m ² ） 自動給餌機 1 洗卵選別機 1 飼料タンク（3 t） 1 ショベルローダー（270 kg） 1 鶏糞袋詰機 1 （パッカーL型） ミシン 1 トラック（1 t） 1 〈その他〉 ウイントレス鶏舎全自動化、大雛導入 （550 円/1 羽）、140 日齢成鶏繰 入	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 補助従事者の確保 給料制の導入 社会保険等の加入 〈労働力〉 主たる従事者3人 補助従事者3人

7 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (かぼちゃ＋ 露地きゅう り・ケール)	〈作付面積等〉 水稻 =1.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 (50 m ²)	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇 用者の確保による加重 労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
	かぼちゃ =0.5ha	きゅうり支柱(40a) トラクター(20ps)		
	夏秋きゅうり =0.4ha	田植機(歩行 2 条) 軽四トラック		
	ケール =0.5ha	管理機 動力噴霧機 (可搬式)		
	〈経営面積〉 1.9ha	動力散布機		
		〈その他〉 水稻 稚苗移植、稲刈り委託、 ライスセンター利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (さといも＋かぼちゃ)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	=1.0ha	(50 m ²)		
	さといも	自走式成畦被覆機	1	農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止
	=1.2ha	トラクター (25ps)	1	
	抑制かぼちゃ	田植機 (4 条)	1	
	=0.4ha	軽四トラック	1	
	〈経営面積〉	管理機	1	〈労働力〉
	2.6ha	動力噴霧機	1	主たる従事者 1 人
		(可搬式)		補助従事者 1 人
水稻＋野菜 (露地きゅうり)＋乾しいたけ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	=0.5ha	(50 m ²)		
	夏秋きゅうり	耕うん機 (5ps)	1	農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止
	=0.2ha	しいたけ乾燥機	1	
	乾しいたけ	(500 kg)		
	=0.3ha	チェンソー	1	
	〈経営面積〉	きゅうり支柱	1	〈労働力〉
	0.85ha	(20a)		主たる従事者 1 人
		軽四トラック	1	補助従事者 1 人
		動力噴霧機	1	
		(可搬式)		
		クローラー	1	
		〈その他〉		
		水稻 作業委託 (耕起、代かき、田植え、稲刈り)、ライセンサー利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (施設・露地 きゅうり)	〈作付面積等〉 水稻 =0.5ha 夏秋きゅうり =0.2ha 半促成きゅうり =0.1ha 抑制きゅうり =0.1ha 〈経営面積〉 0.9ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50 m ²) ビニールハウス 1 (20a) きゅうり支柱(20a) 軽四トラック 1 管理機 1 動力噴霧機 1 (可搬式) 耕うん機 (5ps) 1 動力散布機 1 灌水施設 (10a) 1 暖房施設 1 換気施設 (10a) 1 電気施設 1 〈その他〉 水稻 作業委託 (耕起、代か き、田植え、稲刈り)、ライセン ー利用	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇 用者の確保による加重 労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
くり＋ゆず＋ 乾しいたけ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	くり	倉庫兼作業場	1	休日制の導入
	=1.0ha	(50 m ²)		
	ゆず	しいたけ用乾燥機	1	農繁期における臨時雇 用者の確保による加重 労働の防止
	=1.0ha	(500 kg)		
	乾しいたけ	チェンソー	1	
	=0.2ha	軽四トラック	1	
		クローラー	1	
野菜（雨よけ トマト）	〈経営面積〉	コンテナ	50	〈労働力〉
	2.2ha	動力噴霧機	1	主たる従事者 1 人
				補助従事者 1 人
		〈その他〉		
		乾しいたけ 寒冷紗被覆栽培		
		くり 低樹高栽培		
野菜（雨よけ トマト）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	雨よけトマト	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	=0.3ha	(50 m ²)		
		ビニールハウス		農繁期における臨時雇 用者の確保による加重 労働の防止
		(30a)		
		軽四トラック	1	
	〈経営面積〉	管理機	1	
	0.3ha	灌水施設 (30a)	1	〈労働力〉
		動力噴霧機	1	主たる従事者 1 人
		(可搬式)		補助従事者 1 人
		〈その他〉		
		トマト 雨よけ栽培、共同選果 場利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (雨よけミニ トマト＋ブ ロッコリー)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻 =0.8ha	農機具倉庫兼納屋 1	複式簿記記帳の実施に より経営と家計の分離 を図る。 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇 用者の確保による加重 労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
	雨よけミニトマト =0.2ha	(50 m ²) トラクター (15ps) 1		
	ブロッコリー =0.5ha	田植機 1		
		(歩行 2 条)		
		軽四トラック 1		
		ビニールハウス 1		
	〈経営面積〉	(500 m ²)		
	1.5ha	灌水施設 (20a) 1		
		動力噴霧機 1		
		(可搬式)		
		〈その他〉		
		水稻 稚苗移植、稲刈り委託、 ライスセンター利用 ミニトマト 雨よけ栽培、共同 選果場利用		

8 【農山村農業地帯】〔個別経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	経産牛=35 頭	搾乳牛舎 (380 m ²)	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。
	育成牛=10 頭	育成牛舎 (D 型ハウス)	1	
	トウモロコシ	堆肥舎 (200 m ²)	1	
	=5.0ha	尿溜	1	青色申告の実施
	イタリアン	飼料タンク (5t)	1	
	=5.0ha	バンカーサイロ (30m ³)	1	
	WCS	パンプラインミルカー	1	〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
	=5.0ha	パンプクリーナー	1	
	〈経営面積〉	パルケラー (1500 羽)	1	
	15.0ha	トラクター (45PS)	1	
		マニュアルレッグダー	1	
		(3300 kg)		
		プロトキヤスター (400 羽)	1	
		ロールベーター	1	
		ヘレーキ	1	
		コンハーベスタ	1	
		ディスクロー	1	
		トラック (2t)	1	
		〈その他〉		
		搾乳牛 1 頭当たり搾乳量 8,500kg、畜産農家 1 戸と耕種農 家 3 戸で飼料生産組合を組織 WCS を耕畜連携により生産		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋肉用牛 (肉専用繁殖牛)＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	経産牛=20 頭	搾乳牛舎 (155 m ²) 1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保
	育成牛=10 頭	肥育牛舎(D 型ハウス) (150 m ²) 1		
	繁殖牛=12 頭	堆肥舎 (200 m ²) 1	青色申告の実施	〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
	トウモロコシ	尿溜 1		
	=3.5ha	飼料タンク (5t) 1		
	イタリアン	バンカーサイロ (30m ³) 1		
	=3.5ha	ハイラインミルカー 4		
	WCS	バンククリーナー 1		
	=4.0ha	バルククーラー(1500 ㍓) 1		
	〈経営面積〉	トラクター(45ps) 1		
	11.0ha	マニュアスプレッター (3300 kg) 1		
		プロトキヤスター (400 ㍓) 1		
		ロールバレーター 1		
		ハーレーキ 1		
		コンハーベスタ 1		
		ディスクハロー 1		
		トラック (2t) 1		
		〈その他〉		
		酪農：搾乳牛 1 頭当たり搾乳量 8,500kg、畜産農家 1 戸と耕種農家 3 戸で飼料生産組合を組織 WCS を耕畜連携により生産		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（交雑種肥育一貫） ＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
	肉用牛=200 頭	肥育牛舎 (1,800 m ²)	1	
	ローズグラス	堆肥舎 (450 m ²)	1	
	=1.0ha	バンカーサイロ (30m ³)	1	
	イタリアン	飼料タンク (5t 用)	1	
	=1.0ha	フロントローダー	0.5	
		トラック (2t)	1	
	〈経営面積〉	トラクター	1	
	自作地	(40ps、2 人共同)		
	2.0ha	モアコンテ イショナー	1	
		(160 cm、2 人共同)		
		マニユアスプレッター	1	
		(3300 kg、2 人共同)		
		プロトキスター	1	
		(400 リットル、2 人共同)		
		ロールバレー(2 人共同)	1	
		ヘレーキ (2 人共同)	1	
		〈その他〉		
		ヌレ子導入の肥育一貫経営、平均出荷月齢 24 ヶ月		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（肉専用種肥育）＋飼料	〈作付面積等〉 肉用牛=100 頭 ローズグラス =1.0ha イタリアン =1.0ha 〈経営面積〉 自作地 2.0ha	〈資本装備〉 肥育牛舎（800 m²） 1 堆肥舎（250 m²） 1 飼料タンク（5t 用） 1 トラクタ（2t） 1 トラクター 1 （40ps、2 人共同） 1 モアコンディショナー 1 （160 cm、2 人共同） 1 マニウスプレッター 1 （3300 kg、2 人共同） 1 プロトキヤスター 1 （400 m²、2 人共同） 1 ロールバレー（2 人共同） 1 ハーレーキ（2 人共同） 1 〈その他〉 黒牛和種去勢牛、平均出荷月齢 31 ヶ月	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
養豚（一貫）	〈作付面積等〉 繁殖豚=100 頭 肥育豚=1,000 頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎（250 m²） 1 育成豚舎（400 m²） 1 肥育豚舎（400 m²） 1 堆肥舎（300 m²） 1 尿溜（50t） 1 糞尿処理施設（50 m²） 1 （発酵乾燥ハウス 34 m²） 1 農舎（50 m²） 1 自動給餌車 1 飼料タンク（5t） 1 飼料タンク（1t） 1 〈その他〉 繁殖豚デュロック、繁殖豚 LW×大ヨークの肥育豚 3 元	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（繁殖）＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	繁殖牛=40 頭	繁殖牛舎（200 m ² ）	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。
	育成牛=10 頭	堆肥舎（50 m ² ）	1	
	トウモロコシ	飼料タンク（5t 用）	1	
	=1.0ha	バンカーサイロ（30m ³ ）	1	青色申告の実施
	イタリアン	フロントローダー（2 人共同）	1	
	=1.0ha	モフコンディショナー	1	
		（160 cm、2 人共同）		〈労働力〉 主たる従事者 1 人 補助従事者 1 人
		コンハーベスタ（2 人共同）	1	
		トラクター	1	
	〈経営面積〉	（40ps、2 人共同）		
	自作地	ロールバレー（2 人共同）		
	2.0ha	プロトキスター	1	
		（400 m ² 、2 人共同）		
		ヘレーキ	1	
		トラック（2t）	1	
		〈その他〉		
		8 ヶ月齢出荷		

9【農山村農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋水稻作業受託	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻 15ha	農機具倉庫兼納屋 1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。	休日制の導入
	耕起・代かき 18.0ha	トラクター（30ps） 1		農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止
	田植受託 18.0ha	田植機（乗用4条植） 1	青色申告の実施	
	稲刈受託 18.0ha	コンバイン（4条植） 1		〈労働力〉
	〈経営面積〉 15.0ha	軽四トラック 1		主たる従事者1人
		普通トラック（2t） 1		補助従事者1人
		〈その他〉 水稻 稚苗移植、ライスセンター利用		

10【農山村農業地帯】〔組織経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
酪農＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	経産牛=200 頭	乳牛舎 (2, 100 m ²)	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。	休日制の導入
	育成牛=75 頭	育成牛舎 (600 m ²)	1		給料制の導入
	トウモロコシ	(D 型ハウス)			社会保険への加入
	=15. 0ha	堆肥舎 (2, 400 m ²)	1	青色申告の実施	
	イタリアン	尿溜槽	1		
	=15. 0ha	飼料タンク (5t)	1		〈労働力〉
	WCS	バンカーサイロ (60m ³)	1	主たる従事者 4 人 補助従事者 4 人	
	=7. 0ha	パンプラインミルカー	4		
	〈経営面積〉	バルククーラー(1500 リットル)	1		
	37. 0ha	トラクター(45PS)	1		
		マニュアルレタター	1		
		(3300 kg)	1		
		プロトキキスター(400 リットル)	1		
		ロールペーラー	1		
		ハーレーキ	1		
		コンハーベスタ	1		
		ディスクハーロー	1		
		トラック (2t)	1		
		〈その他〉			
	搾乳牛 1 頭当たり搾乳量 8, 500kg、畜産農家 5 戸で飼料生産組合を組織、機械の共同利用				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚（一貫）	〈作付面積等〉 繁殖豚=200 頭 肥育豚=2,000 頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎（1,000 m ² ） 1 育成舎（800 m ² ） 1 肥育豚舎（1,000 m ² ） 1 農舎（200 m ² ） 1 堆肥舎（1,500 m ² ） 1 尿溜槽（150t） 1 飼料タンク（5t） 2 糞尿処理施設（100 m ² ） 1 （発酵乾燥ハウス 34 m ² ） 自動給餌車 1 飼料タンク（1t） 1 〈その他〉 年分娩回数 2回、繁殖豚デュロック、繁殖豚 LW×大ヨークの肥育豚 3 元	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者 2 人 補助従事者 1 人

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人として示している。
- 2 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 3 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第 1 で掲げた目標に到達することを基本とする。